



山形県公報

令和7年5月16日（金）
第604号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（防災危機管理課）…541

### 告 示

○土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…542  
○土地改良区の役員の就任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…同  
○土地改良区の定款変更の認可……………（同）…543  
○農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同  
○公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同  
○指定港湾施設の休業日……………（空港港湾課）…同  
○道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…544  
○開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の  
一部を改正する規則……………同

### 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（防災危機管理課）…545  
○同……………（村山総合支庁保健企画課）…同  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（畜産振興課）…546  
○同……………（会 計 局）…同  
○同……………（同）…547  
○職員団体の登録……………（人事委員会）…同  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（企 業 局）…同  
○一般競争入札の公告……………（病院事業局）…548

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第42号

##### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ロ中「仮小屋の設置若しくは天幕の設営」を「移動可能な施設、車両等の設置」に改め、  
同号ハ中「340円」を「350円」に改め、同項第2号イ(ロ)中「6,775,000円」を「6,883,000円」に改め、同表第2  
項第1号ハ中「1,230円」を「1,330円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |        |        |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 「      | <table><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr></table> | 円      | 円      | 円      | 円      | 円 | 円 | 19,200 | 24,600 | 36,500 | 43,600 | 55,200 | 8,000 | 31,800 | 41,100 | 57,200 | 66,900 | 84,300 | 11,600 | を             |
| 円      | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 円      | 円      | 円      | 円      |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 19,200 | 24,600                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 36,500 | 43,600 | 55,200 | 8,000  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 31,800 | 41,100                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 57,200 | 66,900 | 84,300 | 11,600 |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 」      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |        |        |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 「      | <table><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr><tr><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr></table> | 円      | 円      | 円      | 円      | 円 | 円 | 19,800 | 25,400 | 37,700 | 45,000 | 57,000 | 8,300 | 32,800 | 42,400 | 59,000 | 69,000 | 87,000 | 12,000 | に改め、同号ロの表中    |
| 円      | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 円      | 円      | 円      | 円      |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 19,800 | 25,400                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 37,700 | 45,000 | 57,000 | 8,300  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 32,800 | 42,400                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 59,000 | 69,000 | 87,000 | 12,000 |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 」      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |        |        |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 「      | <table><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>    | 円      | 円      | 円      | 円      | 円 | 円 | 6,300  | 8,400  | 12,600 | 15,400 | 19,400 | 2,700 | 10,100 | 13,200 | 18,800 | 22,300 | 28,100 | 3,700  | を             |
| 円      | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 円      | 円      | 円      | 円      |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 6,300  | 8,400                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 12,600 | 15,400 | 19,400 | 2,700  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 10,100 | 13,200                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 18,800 | 22,300 | 28,100 | 3,700  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 」      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |        |        |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 「      | <table><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr><tr><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr></table>    | 円      | 円      | 円      | 円      | 円 | 円 | 6,500  | 8,700  | 13,000 | 15,900 | 20,000 | 2,800 | 10,400 | 13,600 | 19,400 | 23,000 | 29,000 | 3,800  | に改め、同別表第6項第1号 |
| 円      | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 円      | 円      | 円      | 円      |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 6,500  | 8,700                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 13,000 | 15,900 | 20,000 | 2,800  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 10,400 | 13,600                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 19,400 | 23,000 | 29,000 | 3,800  |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |
| 」      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |        |        |   |   |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |               |

ロ中「50,000円」を「51,500円」に改め、同項第 2 号ロ(イ)中「706,000円」を「717,000円」に改め、同号ロ(ロ)中「343,000円」を「348,000円」に改め、同表第 8 項第 3 号ロ中「4,800円」を「5,200円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「5,600円」を「6,000円」に改め、同表第 9 項第 3 号中「219,100円」を「226,100円」に、「175,200円」を「180,800円」に改め、同表第10項第 2 号ニ(イ)中「3,500円」を「3,600円」に改め、同号ニ(ロ)中「5,500円」を「5,700円」に改め、同表第11項第 2 号中「138,700円」を「140,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、令和 6 年 7 月 9 日から適用する。

告 示

山形県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028番地
- 3 認可年月日  
令和 7 年 5 月 2 日

山形県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白鷹町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|          |         |            |
|----------|---------|------------|
| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
| 理 事      | 松 木 峰 子 | 長井市森41番地 2 |

**山形県告示第392号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町二丁目14番40号
- 3 認可年月日  
令和 7 年 5 月 9 日

**山形県告示第393号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を受ける土地の所在する市町村 | 所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転を受ける土地              |
|----------------------|---------------|---------------------------|
| 高 島 町                | 1 者           | 東置賜郡高島町大字佐沢字長面3478番ほか 3 筆 |

- 2 認可年月日  
令和 7 年 5 月 7 日

**山形県告示第394号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市永野地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 5 月 20 日から同年 8 月 29 日まで
- 3 作業の種類  
基準点測量

**山形県告示第395号**

山形県港湾施設管理条例（昭和51年 3 月県条例第29号）第26条の 2 第 2 項の規定により、指定港湾施設の休業日を次のとおり承認した。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休業日

| 区 分                                    | 休 業 日                                                                                                     |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 酒田プレジャーボートスポット及び第 2 酒田プレジャーボートスポット | 1 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときを除く。）<br>2 8 月 12 日及び同月 13 日<br>3 12 月 30 日から翌年の 1 月 5 日まで |

## 2 適用期間

令和7年6月1日から令和10年3月31日まで

## 山形県告示第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和7年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第235号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字上縄目1792番1の一部、1793番1の一部、1796番の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.000メートル  
延長 54.837メートル
- 4 指定年月日 令和7年5月9日

## 山形県告示第397号

次の開発行為は、完了した。

令和7年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和7年4月23日 指令置総建第24号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第一工区  
東置賜郡高畠町大字高畠字不動作375番2の一部、375番13の一部、376番1の一部、376番11の一部、376番14、376番14地先水の一部、376番14地先道、423番14の一部、434番の一部、436番の一部、445番1の一部、448番1、449番1、452番1、452番2、454番4の一部、454番8の一部、455番2の一部、455番5、455番6、455番7、455番8の一部、455番9、字仲江528番5地先道の一部  
第二工区  
東置賜郡高畠町大字高畠字不動作423番14の一部、434番の一部、436番の一部、447番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町長 高梨 忠博

## 人事委員会関係

## 規 則

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月16日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

## 山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形市市長部局の項中「住宅政策推進監」を「DX推進監、文化スポーツ政策調整監」に、

|         |    |
|---------|----|
| 食肉衛生検査所 | 所長 |
|---------|----|

を

|          |       |
|----------|-------|
| 食肉衛生検査所  | 所長    |
| 動物愛護センター | センター長 |

に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「室長」

を「室長、総括主幹（教育総務課に置くものに限る。）」に、

|      |           |
|------|-----------|
| 高等学校 | 校長、教頭、事務長 |
|------|-----------|

を

|          |           |
|----------|-----------|
| 高等学校     | 校長、教頭、事務長 |
| 総合学習センター | 所長        |

に改め、同表天童市市長部局の項中「課長、室長」を

「危機管理監、課長、室長、こども家庭センター所長」に改め、同表大江町教育委員会事務局の項中「課長」を  
「課長、学校再編準備室長」に改め、同表真室川町町長部局の項中

|                 |   |           |       |
|-----------------|---|-----------|-------|
| 院長、事務長、部長、総看護師長 | を | 院長、事務長、部長 | に改める。 |
|-----------------|---|-----------|-------|

別表第 2 北村山広域行政事務組合の項中

|         |      |
|---------|------|
| 教育委員会部局 | 総務課長 |
|---------|------|

を

|         |      |
|---------|------|
| 理事会部局   | 事務局長 |
| 教育委員会部局 | 総務課長 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和 7 年度（債務負担行為）  
山形県衛星通信システム第 3 世代化に係るシステム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 (630) 2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 3 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 1 番 20 号
- 5 随意契約に係る契約金額 2, 310, 000, 000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
電力の供給 契約電力280キロワット（予定数量）使用電力量662, 079キロワットアワー（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県村山総合支庁保健企画課総務係 山形市十日町一丁目 6 番 6 号 電話番号023 (627) 1256
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 3 月 21 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目 8 番28号松波プラザ 2 階D号室

5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                             | 基本料金単価（1 kWにつき） |
|---------------------------------|-----------------|
| 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで | 1, 991. 07円     |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間                             | 電力量料金単価（1 kWhにつき） |
|---------------------------------|-------------------|
| 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで | 19. 43円           |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) 豚熱ワクチン20ドーズ 3, 300バイアル
- (2) 豚熱ワクチン50ドーズ 8, 086バイアル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県農林水産部畜産振興課 山形市松波二丁目 8 番 1 号

3 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 11 日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社アスコ宮城営業所 宮城県仙台市泉区泉中央 4 - 19 - 1

5 落札金額

1 の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 20ドーズ 1, 496円
- (2) 50ドーズ 3, 723. 5円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日

令和 7 年 2 月 28 日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」 年間予定数量 2, 448, 000部（年 6 回発行）

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 (630) 2718

3 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 24 日

4 落札者の名称及び所在地

藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号

- 5 落札金額 1部当たり15,95円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) A重油 66,000リットル
  - (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 584,000リットル
  - (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 130,000リットル
  - (4) 灯油（ドラム缶納入分） 7,000リットル
  - (5) レギュラーガソリン（大型タンクローリー車納入分） 26,000リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 落札者を決定した日 令和7年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地  
高橋石油株式会社 天童市大字高木787
- 5 落札金額  
1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。
  - (1) 104,500円
  - (2) 103,950円
  - (3) 103,950円
  - (4) 115,500円
  - (5) 165,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月18日

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第5項の規定により、次のように職員団体の登録をした。

令和7年5月16日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 職 員 団 体 の 名 称 I R I S山形
- 2 主たる事務所の所在地 愛知県一宮市三条字新21-6
- 3 登 録 年 月 日 令和7年5月13日
- 4 登 録 番 号 ㊦第10号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月16日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,559,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番 5  
電話番号0237 (74) 3207

- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 31 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目 3 番 14 号
- 5 落札金額 55.00 円（1 キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日  
令和 7 年 2 月 18 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る機器（河北病院）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 16 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階 入札室
  - (2) 日時 令和 7 年 6 月 26 日（木）午後 1 時 15 分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システムに係る機器（河北病院） 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和 7 年 9 月 30 日
  - (4) 納入場所 西村山郡河北町谷地字月山堂 111 番地 山形県立河北病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和 7 年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和 7 年 1 月 31 日付け県公報第 574 号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県病院事業局県立病院課 DX推進担当 電話番号023(630)3410
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課DX推進担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 6 月 13 日（金）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 7 年 6 月 9 日（月）までに山形県病院事業局県立病院課DX推進担当に提出するとともに、併せて 2 の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2 の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: The terminal equipment related to total information system for Yamagata Prefectural hospitals (Kahoku Hospital): 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 1:15 P.M. June 26, 2025
  - (3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3410

令和7年5月16日印刷  
令和7年5月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県